

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「世界6資産アクティブ・バランス・ファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、信託を終了(繰上償還)することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは2006年7月20日に設定し、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に内外の公社債、株式および不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、2018年10月末時点の信託財産の純資産総額が約5.8億円と信託約款に定める繰上償還(信託終了)の基準となる純資産総額(10億円)を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

2. 信託終了(繰上償還)までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 2019年2月13日
- ・ 異議申立期間 : 2019年2月13日～2019年3月22日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 2019年3月25日
- ・ 買取請求期間 : 2019年3月29日～2019年4月17日
- ・ 繰上償還日(予定) : 2019年5月8日

3. 異議申立て手続きについて

2019年2月13日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、2019年2月13日から2019年3月22日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2019年2月13日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2019年5月8日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額)で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2019年2月13日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社